

3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組み

令和4年の改正児童福祉法では、児童福祉機能を担う子ども家庭総合支援拠点と母子保健の機能を担う子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされました。

また、家庭への支援を充実するため、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業）とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置づけられました。

こどもと家庭に最も身近な市町村において、こども家庭センターが中心となり、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することができるよう、児童相談所や児童家庭支援センター等との役割分担と連携により、こどもと家庭への支援体制の強化を図ります。

また、ヤングケアラーなど複雑な事情を抱える家庭への支援を行う上で、介護、医療、教育等の多機関連携が重要であるため、こども家庭福祉分野に留まらず、教育分野や関係機関との連携体制の強化を図ります。

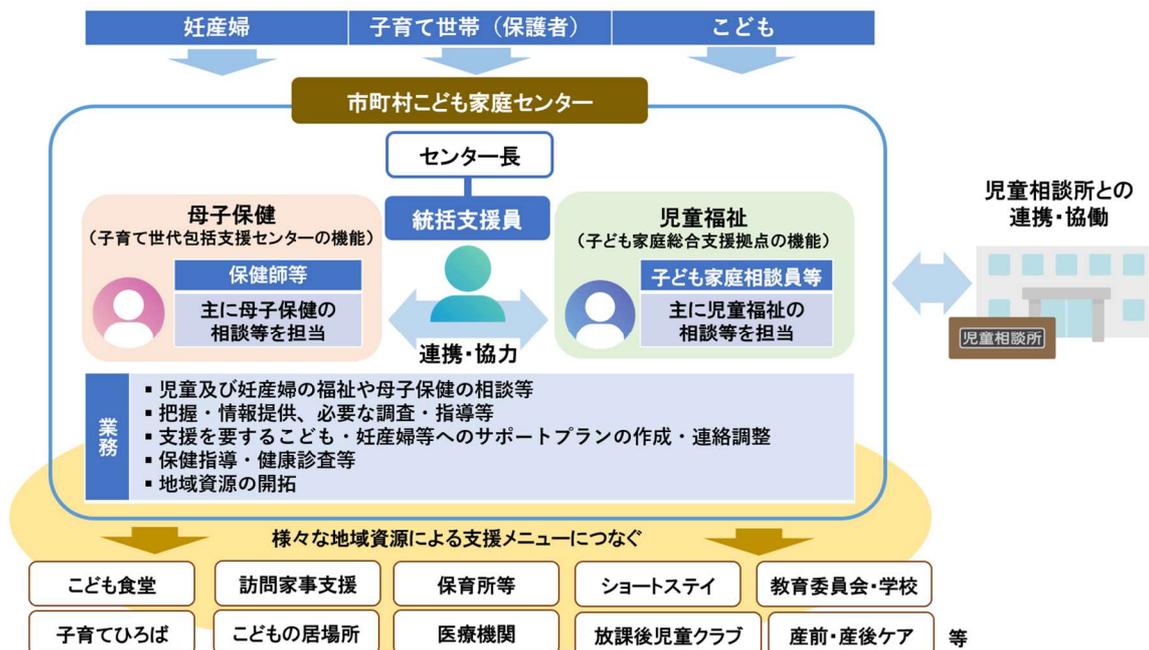
これらの取組みにより、市町村のこども家庭支援体制の構築等を支援します。

(1) 市町村の相談支援体制の整備に向けた支援

■現状

- ・本県では、市町村において母子保健機能と児童福祉機能を併せ持ちこどもや家庭への一体的支援を行う「こども家庭センター」は、令和6年4月1日現在27市町村(77.1%)で設置されており、身近な地域における相談支援体制の整備が進んできています。

<図表3-1> こども家庭センターの概要



- ・県では、こども家庭センターの設置・運営に対する相談支援や経費の助成などによる支援をしています。
- ・また、こども家庭福祉に携わる市町村職員の専門性の向上を図るため、こども家庭センターが法制化されるまで母子保健機能を担っていた子育て世代包括支援センターに配置する「母子保健コーディネーターの養成研修」や児童福祉機能を担っていたこども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた「市町村職員専門性強化研修」などを実施しており、こども家庭センターが法制化された後は、有識者や先進自治体から講師を招き、当該センターの設置・運営に向けた研修などを実施しております。
- ・児童相談所では「児童相談所スーパーバイザー派遣事業」により、児童福祉司を市町村の要保護児童対策地域協議会の実務者会議等に派遣し、専門的見地からの助言を行うことなどにより、市町村の相談支援体制の構築を支援しています。
- ・ヤングケアラーへの支援は、市町村のこども家庭センターなどが相談支援を行っていますが、県では、令和6年度から「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置（外部委託）し、市町村等関係機関への助言や研修などを実施しています。

■課題

- ・こども家庭センターの未設置市町村においては、当該センターにおいて母子保健機能と児童福祉機能の双方の調整を行う責任者となる「統括支援員」等の人員確保が課題となっています。
- ・同センターの設置済の市町村においては、今後の人事異動を見据えた専門職の確保やサポートプランの作成など実務に関するノウハウの蓄積が必要となっています。また、同センターの設置により、母子保健部門と児童福祉部門が組織的に一体化したことを受け母子保健機能と児童福祉機能の連携強化が図られた一方で、同センター設置に伴う移転等により、同センターとは別の施設となってしまった部署（母子保健の一部やDV対応部門等）との連携が課題になっている例も見受けられます。
- ・近年、本県の児童虐待認定件数は高止まりしている状況にありますが、虐待と認定された事案への対応の約9割が保護者との分離を必要としない在宅での面接指導となっていることから、こども家庭センターをはじめとする市町村と一時保護や施設入所措置等の専門的機能を有する児童相談所との連携の更なる強化が必要です。
- ・加えて、ヤングケアラーなど複雑な事情を抱える家庭への支援を行う上では、介護、医療、教育等の多機関連携が重要であるため、こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制の強化が必要です。

■今後の取組みの方向性

- ・引き続き、市町村におけるこどもや家庭に対する相談支援体制の中心となるこども家庭センターの設置・運営を支援します。
- ・こども家庭センターの統括支援員等を対象とした実務的な研修会を開催し職員のスキルアップを支援するとともに、市町村の担当者（統括支援員等）同士が顔を合わせて行う情報交換の機会を確保することで、こども家庭センターにおける人材の確保・育成と運営のノウハウの蓄積を支援します。
- ・また、引き続き、要保護児童対策地域協議会に配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所の参画を促し、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図っていきます。

- ・併せて、引き続き児童相談所職員のスーパーバイザーとしての派遣により市町村職員への専門的助言等を行い、市町村における在宅支援体制の強化を支援します。
- ・そのうえで、改めてこども家庭センターを中心とした在宅支援を行う市町村と一時保護や施設入所措置等の専門的対応を行う児童相談所の役割分担と対応基準を定めるための検討や共通理解を深めるための合同研修の実施等により、市町村と連携した相談支援体制の構築を進めるとともに、ヤングケアラー・コーディネーターの配置等により介護、医療、教育等の多機関連携体制の強化を図っていきます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの設置数★	27市町村	32市町村	33市町村	35市町村	35市町村	35市町村
こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数★(義務的研修以外)	実施回数	年1回	年2回	年2回	年2回	年2回
	受講者数	平均50人	70人以上	70人以上	70人以上	70人以上
都道府県と市町村との人材交流の実施状況	—	児童相談所職員と市町村職員の合同研修等の実施による顔の見える関係づくりと実践的協働関係の構築				
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	—	児童相談所職員によるスーパーバイズや実務研修の開催により、全ての市町村でサポートプランの策定を実施				

(2) 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた支援

■現状

- ・市町村においては、令和4年の改正児童福祉法に位置づけられ令和6年度から施行されている家庭支援事業について、特に支援が必要な者に対して市町村が利用勧奨や措置を実施することも勘案した上で、市町村子ども・子育て支援事業計画に必要量の見込みや確保方策を位置づけ、支援が必要な子どもや家庭を積極的に支援していくこととされています。

<図表3-2> 市町村における家庭支援事業の実施状況(令和6年11月1日現在)

事業名 (家庭支援事業6事業)	実施状況	
	令和6年度	令和7年度から実施予定
① 子育て短期支援事業	25市町村	2市町村
② 養育支援訪問事業	25市町村	—
③ 一時預かり事業	29市町村	—
④ 子育て世帯訪問支援事業(R6 新設)	13市町村	5市町村
⑤ 児童育成支援拠点事業(R6 新設)	1市町村	1市町村
⑥ 親子関係形成支援事業(R6 新設)	5市町村	4市町村

- ・県では、市町村の家庭支援事業に要する経費の助成を行うとともに、児童相談所の児童福祉司が要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議等の場において、利用が望ましい事業等について助言や情報提供等を行っています。
- ・18歳未満のこどものいる母子家庭で、経済的な事情や子育て上のさまざまな問題を抱えている場合は、母子生活支援施設への入所により安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を行っています。

■課題

- ・家庭支援事業については、受け皿となる施設や事業者等の社会資源が不足していることから、ニーズがあっても実施につながっていないケースがあります。また、施設や事業者等においては、こどもとその家族が抱える多様な課題に応じた支援が求められており家庭支援事業の目的の理解促進とその支援の質の確保も必要です。
- ・「子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）」については、各都道府県において市町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホーム等を積極的に活用できるよう支援することが求められていますが、委託可能な里親等の更なる確保と市町村への働きかけが必要です。

＜図表3-3＞ 子育て短期支援事業の受託契約をしている施設・里親等の数(令和6年11月1日現在)

乳児院 (2施設)	児童養護施設 (5施設)	母子生活支援施設 (1施設)	里親 (144世帯)	ファミリーホーム (3施設)	計
2	5	1	6	1	15

- ・母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みを活かし、親子分離を防ぐための予防的支援から親子関係再構築支援まで幅広い活用可能性があります。ニーズがあっても活用につながっていない場合があります。

＜図表3-4＞ 市町村における母子生活支援施設の活用状況(令和6年11月1日現在)

活用状況	市町村数	割合
ニーズがあり、活用している	10市町村	29%
ニーズはあるが、活用に至っていない	10市町村	29%
ニーズがない	12市町村	34%
その他(具体的な活用のイメージができない等)	3市町村	8%

■今後の取組みの方向性

- ・引き続き、市町村の家庭支援事業への助成を行うとともに、児童相談所の児童福祉司による個別ケースへの具体的助言や情報提供等により、家庭支援事業のニーズの掘り起こしと適切な事業メニューの実施を支援します。
- ・家庭支援事業の受け皿の確保及び円滑な実施に向け、受け皿となる施設や事業者等に対し制度の周知を図るとともに、市町村に対し管内における児童福祉施設等の社会資源の状況に関する情報提供等を行います。
- ・「子育て短期支援事業」については、市町村における実施拡大のため、受け皿となる里親（いわゆる「ショートステイ里親」）の確保に取り組むとともに、市町村に里親の活用に向けた啓発を行い適切に連携していきます。また、受け皿となる施設等に対し、本事業専用の居室及び専従職員の確保など安定的な受入体制の構築について、国庫補助事業の活用などにより支援していきます。
- ・母子生活支援施設との連携や具体的な活用ケース等について市町村に周知し、地域における支援ニーズに対する適切な活用を促進します。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率★	—	各市町村が第三期市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた各年度における確保方策の数値				
市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数(契約ベース)★	6	9	11	14	17	20

(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組み

■現状

- ・児童家庭支援センターは、児童福祉法第44条の2に規定されている第二種社会福祉事業であり、虐待相談が増加する中、児童相談所の補完的役割を果たす地域の相談支援の拠点として位置づけられています。

《児童家庭支援センターの主な業務》

- ① 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる
- ② 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う
- ③ 児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童等、継続的な指導措置が必要であると判断された児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う
- ④ 里親及びファミリーホームからの相談に応ずる等、必要な支援を行う
- ⑤ 児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、学校等との連絡調整を行う

- ・本県では、村山地域に1か所、庄内地域に1か所設置されており、心理職の配置を活かした専門的な相談に応じるとともに、宅食事業の実施などにより地域のこども家庭への支援を行っています。
- ・市町村に対しては、要保護児童対策地域協議会の構成機関として、個別ケースへの助言や連携した対応を行っています。
- ・県では、地域の相談支援の拠点として、専門職の配置と運営経費に対する助成等により支援しています。

<図表3-5> 児童家庭支援センター設置状況（令和6年4月1日現在）

地域	名称	設置地	設置年度
村山	子ども家庭支援センター チェリー (児童養護施設 寒河江学園に併設)	寒河江市	平成20年度
最上	—	—	—
置賜	—	—	—
庄内	児童家庭支援センター シオン (児童養護施設 七窪思恩園に併設)	鶴岡市	平成18年度

- ・児童家庭支援センターの未設置地域の市町村では、こどもや家庭に関する専門的な相談に対しては、中央児童相談所の最上駐在及び置賜駐在の児童福祉司と連携し、助言等を受けながら対応しています。

■課題

- ・児童家庭支援センターの相談件数は増加傾向にあり、相談の内容も家庭が抱える問題の複雑化から専門的対応が必要な内容が増えています。

＜図表3-6＞ 児童家庭支援センターへの相談件数 (単位:件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	2,692	3,417	2,521	2,594	4,955	5,913	4,241	5,153	5,817	4,859

(子ども家庭福祉課調べ)

- ・児童家庭支援センターには、心理職による親子への面接や関係機関への助言など身近な専門的相談支援機関としての役割や家庭支援事業等の委託先として期待されている一方で、児童相談所（各駐在を含む）や市町村こども家庭センターとの役割分担があいまいな部分があることや、当該センターの体制強化を望む声もあります。

■今後の取組みの方向性

- ・引き続き地域の相談支援の拠点としての機能を果たせるよう、専門職の配置と運営経費に対する助成等により支援していきます。
- ・市町村と児童相談所の役割分担等を検討する中で、児童家庭支援センターに求められる機能や役割を整理し、必要な支援を検討していきます。
- ・未設置の最上地域、置賜地域についても、虐待相談件数等の状況や家庭支援事業等のニーズなど地域の実情を把握しながら設置の可能性について検討していきます。

＜評価指標＞

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
児童家庭支援センターの設置数★	2か所	2か所を維持するとともに、未設置2地域での設置を検討				
児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合(分母:指導措置委託全件数)	件数★	—	児童家庭支援センターとの認識の共有や具体的な基準や手順等の整理し、段階的に在宅指導措置委託件数の増加を図る			
	割合	—				
市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数★	—	併設している児童養護施設とともに、市町村のニーズに合わせて機能強化等を検討				